第4期(平成28~30年度) 練馬区障害者地域自立支援協議会 活動報告書

平成31年(2019年)3月 練馬区障害者地域自立支援協議会

このたび、平成28年4月から行っている第4期練馬区障害者地域自立支援協議会が3年間の会期の終了を迎えることとなりました。

第4期自立支援協議会では、練馬区が重点的に検討すべき課題に基づき、「権利擁護」、「地域生活・高齢期支援」、「相談支援」、「地域移行」の4つのテーマで専門部会を設置いたしました。そして、専門部会において地域におけるさまざまな課題を抽出するとともに、その課題に対する取組等を協議し、その内容を障害者地域自立支援協議会(全体会)に提案することでさらに議論を深めてきました。

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備については、専門部会および全体会で議論を重ね、障害者地域生活支援センター等の相談支援機関とグループホーム等が連携して地域生活を支援する「面的整備」型の拠点を練馬区で整備しました。

さらに、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定においては、区内の障害福祉関係者が協議してきた地域における課題とその課題に対する取組等に関する意見を施策に反映するため、障害者総合支援法に基づき、自立支援協議会から意見書を提出しました。

第4期自立支援協議会の会期終了にあたり、全体会および各専門部会の活動内容を まとめることとなりましたが、自立支援協議会における議論が深まっていく一方で、 我々を取り巻く環境も常に変化し、新たな課題に対する柔軟な発想が求められている とも感じております。

次期の自立支援協議会では、これまでの議論を踏まえて、より充実した協議の場と なるよう、さらなる発展を期待いたします。

最後になりますが、3年間に渡り、毎回活発な協議と積極的なご参加をいただいた 委員の皆さまに、感謝申し上げます。

> 平成31年3月 練馬区障害者地域自立支援協議会 会長 髙橋 紘士

【目 次】

1 着	練馬区障害者地域自立支援協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
(1)	練馬区障害者地域自立支援協議会の役割	
(2)	第4期の主な協議事項	
(3)	第4期の専門部会の設置	
(4)	第4期の全体会と専門部会との関係	
2 3	全体会の活動概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р3
(1)	全体会の開催状況と主な議題	
(2)	練馬区における地域生活支援拠点等の整備について	
(3)	第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画への意見	
3 1	専門部会の活動概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
(1)	権利擁護部会(障害者施策推進課・大泉障害者地域生活支援センター)	
(2)	地域生活・高齢期支援部会(豊玉障害者地域生活支援センター)	
(3)	相談支援部会(光が丘障害者地域生活支援センター)	
(4)	地域移行部会(石神井障害者地域生活支援センター)	
4 5	第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23
(1)	第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制	
(2)	第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の委員構成	
(3)	専門部会の設置	
V 2/ 5≥ √		D 07

1 練馬区障害者地域自立支援協議会について

(1) 練馬区障害者地域自立支援協議会の役割

障害者地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者とその家族をはじめ地域の障害保健福祉関係者等が連携し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的としています。練馬区では平成20年2月に練馬区障害者地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設置しました。その後、3年ごとに委員を選出し、専門部会を見直しています。

第4期自立支援協議会は、平成28年4月から平成31年3月までの間、全9回の全体会と全33回の専門部会を開催しました。第4期では、全体会と専門部会の共通課題として地域生活支援拠点等の整備を掲げ、協議を行ってきました。

また、障害者総合支援法第88条第9項により、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30~32年度)の策定に当たって、当協議会から意見書を提出しました。計画策定後においては、計画の進捗状況の確認やそこから導き出される課題の整理、課題解決に向けた取組に関する協議などを行います。

障害者総合支援法による自立支援協議会の位置づけ

(協議会の設置)

- 第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(市区町村障害福祉計画)

第88条第9項

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(2) 第4期の主な協議事項

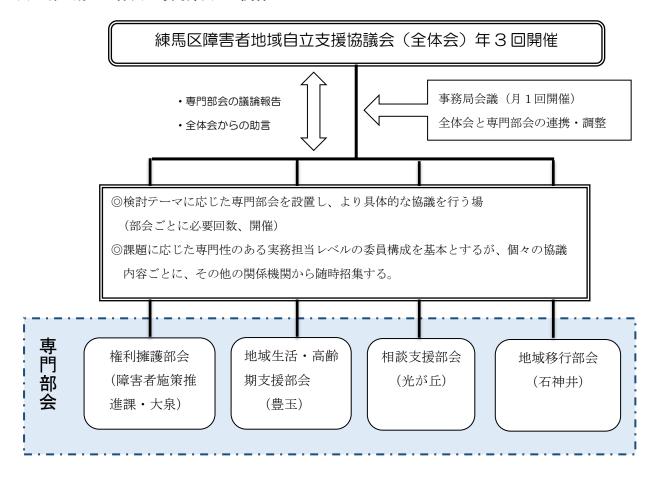
- ① 相談支援ネットワークの推進および相談支援体制の整備に関すること
- ② 障害者計画および障害福祉計画の進捗状況の把握、確認に関すること
- ③ 障害者虐待防止に係るネットワークの構築および障害者の権利擁護に関すること
- ④ 高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取組に関すること
- ⑤ 障害者の地域移行および地域定着支援に関すること

(3) 第4期の専門部会の設置

地域における課題の抽出と協議を行う場として、以下のとおり、障害者施策推進課および障害者地域生活支援センターを事務局とする専門部会を設置しました。

- ① 権利擁護部会 (事務局:障害者施策推進課・大泉障害者地域生活支援センター)
- ② 地域生活・高齢期支援部会 (事務局:豊玉障害者地域生活支援センター)
- ③ 相談支援部会(事務局:光が丘障害者地域生活支援センター)
- ④ 地域移行部会(事務局:石神井障害者地域生活支援センター)

(4) 第4期の全体会と専門部会との関係



2 全体会の活動概要

(1) 全体会の開催状況と主な議題

口	年 月 日	主な議題
第1回	平成 28 年 7 月 13 日	・練馬区障害者地域自立支援協議会の役割等について
		・障害者の住まい方に関する調査について
第2回	平成 28 年 11 月 7 日	・平成 28 年度 障害者虐待への対応状況について
		・練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画の進捗状況に
		ついて
		・区における地域生活支援拠点等の整備について
第3回	平成 29 年 3 月 29 日	・障害者の住まい方に関する調査の報告
		・区における地域生活支援拠点等の整備について
第4回	平成 29 年 7 月 26 日	・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定に
		ついて
		・区における地域生活支援拠点等の整備について
第5回	平成 29 年 11 月 1 日	・平成 28 年度障害者虐待への対応状況について
		・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に関する
		意見書について
		・区における地域生活支援拠点等の整備について
第6回	平成30年3月19日	・地域生活・高齢期支援部会からの協議
		・区における地域生活支援拠点等の整備について
第7回	平成 30 年 7 月 9 日	・平成30年度練馬区障害者地域自立支援協議会の進め
		方について
		・相談支援部会からの協議
		・地域移行部会からの協議
第8回	平成30年11月26日	・平成29年度 障害者虐待への対応状況について
		・練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画の進捗状況に
		ついて
		・区における地域生活支援拠点等の整備の推進について
		・権利擁護部会からの協議
		・第5期練馬区障害者地域自立支援協議会に向けた検討
		課題について
第9回	平成 31 年 3 月 11 日	・専門部会からの報告
		・第4期練馬区障害者地域自立支援協議会活動報告書に
		ついて
		・第5期練馬区障害者地域自立支援協議会について
		・平成31年度練馬区障害者施策の主な事業について

(2) 練馬区における地域生活支援拠点等の整備について

第4期自立支援協議会では、全体会・専門部会の中で、地域生活支援拠点等の整備について協議を行いました。

地域生活支援拠点等の整備の推進について、以下のとおり整理されています。

① 地域生活支援拠点等の整備の目的

障害者・障害児(以下「障害者等」という。)の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害に対応できる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るために整備する。

そのため、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の整備に取り組むことで、障害者等の地域生活の支援を強化するとともに、切れ目のない支援体制を構築する。

② 整備する地域生活支援拠点等について

ア 面的整備型

平成30年4月から、区立障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも協力した体制を整備する。

平成30年9月から、大泉つつじ荘に特定相談支援・障害児相談支援事業所を開設した。区立施設として障害者・障害児の両方の相談支援ができ、ショートステイを併設していることから、ショートステイでの受入れ直後から緊急時の再発防止等に向けた相談支援ができる体制とした。

民間事業所との連携として、区内にある主に精神障害に対応できるショートステイ 事業所と緊急時の受入れ時におけるバックアップ機能を担うことについて調整を進め た。今後、ショートステイ事業所と受入れ条件や運用体制について協議する。

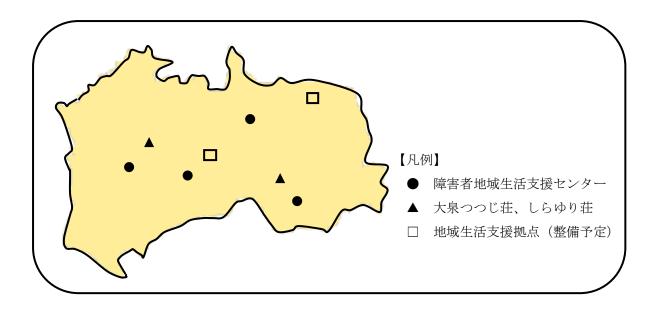
イ 多機能型

(ア) 北町2丁目における整備

都有地を活用した重度障害者グループホームの整備に合わせて、特定相談支援と 短期入所を併設する。地域生活支援拠点として、相談、緊急時の受入れ・対応、体験 の機会・場の機能を担う。

(イ) 石神井町福祉園用地における整備

高野台運動場用地での生活介護事業所(福祉園)の整備後に、重度障害者グループ ホームに緊急時の受入れ対応ができるショートステイと相談支援の機能がある施設 の整備を目指す。



③ 地域生活支援拠点等の機能(面的整備)

機能	内 容
1相談	 ・障害者地域生活支援センターを中心とした相談支援体制を強化 ・自立生活援助、就労定着支援など、平成30年4月から開始するサービスを踏まえて、障害者等の地域生活を支援 ・すべての障害について、障害特性に応じた対応ができるよう取組を推進 ・大泉つつじ荘に相談支援を新たに設置
2体験の機会・場	・区内のグループホームを活用した体験の機会・場の提供をさらに 推進・あわせて、グループホームの整備を推進
3緊急時の受入れ・対応	 ・主に大泉つつじ荘・しらゆり荘での対応 ・対象者は「介護者の急病等で居宅で介護できない者」とし、「緊急」とは、概ねショートステイ等の利用日の3日前から当日までとする。 ・日中の連絡先は障害者地域生活支援センターとし、センターの開所時間以外は大泉つつじ荘を連絡先とする。
4 専門性	・練馬障害福祉人材育成・研修センターの研修内容を充実 ・介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の知識がある人材を 養成 ・障害特性に応じた適切な支援ができる人材を養成
5 地域の体制 づくり	・障害者地域自立支援協議会のほか、地域で活動している団体 (障害福祉サービス事業所に限らない。)がお互いに連携がと れるよう、協議などの場を地域に設置・協議などの場は、既存の会議体を活用

④ 運用体制について

ア 地域生活支援拠点運営連絡会の設置

障害者地域生活支援センター、大泉つつじ荘、しらゆり荘および区(障害者施策推 進課等)を構成員とし、地域生活支援等の運営に関する情報交換や運用上の課題につ いて協議を行う。

イ 障害者地域自立支援協議会への報告

地域生活支援拠点等の実施状況については、障害者地域自立支援協議会に定期的に 報告し、意見を聴取する。

⑤ 今後の主な課題

- ア 報酬改定を踏まえた区の整備体制に関する検討
- イ 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所に対する地域生活支援拠点等の機能に 対する具体的な協力体制に関する検討
- ウ 多機能型地域生活支援拠点の整備を推進するため、必要な数や機能を検討
- エ 地域移行支援を強化するための地域生活支援拠点の機能の強化

(3) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画への意見

第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30~32年度)の策定に当たって、自立支援協議会から意見書を提出しました。(意見書全文 36ページ参照)

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定等に合わせて、練馬区障害者計画についても一部 改定が行われました。

練馬区障害者計画(一部改定)・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画への反映

【提 言1】

障害者自身および家族の高齢化が課題となっており、障害者の地域生活を支えていくためには、 緊急時に対応できる支援体制を構築する必要がある。その一端を担う地域生活支援拠点について は、障害福祉サービス事業者に加えて介護保険事業者や医療関係者等、幅広く関係機関との連携 を強化し、地域生活を支えるための支援体制の充実を図る必要がある。



【計画への反映】

〇障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。相談、緊急時の受入れなどの居住支援機能を、障害者地域生活支援センターと障害者グループホームが連携して担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の充実を図ります。また、相談、緊急時の受入れなどの居住支援機能を、重度障害者グループホームと一体で担う、「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点を整備します。

【提 言2】

障害者個人の人権を尊重し、地域で望む生活を支援するため、障害の種別や程度などに関わらず、一人ひとりの障害者の特性を理解し、二一ズを把握して、適切な支援をする必要がある。障害者総合支援法の改正等により、就労定着支援や共生型サービス等、新たなサービスの導入が予定されている。制度の変化に柔軟に対応し、関係者との連携を図り、障害特性に応じた支援ができる事業所の育成が必要である。



【計画への反映】

- 〇障害者総合支援法や介護保険法等の改正により「共生型サービス」が創設され、障害者が高齢になっても同一事業所でサービスを受けやすくなることから、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーの連携を強化します。また、練馬障害福祉人材育成・研修センターと練馬介護人材育成・研修センターとの共同研修を充実します。
- 〇就労の継続が難しい障害者の生活面の課題(生活リズムや体調の管理等)に対応できるよう、 事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」事業を実施します。

【提 言3】

障害者の地域移行を進めるためには、多様な障害特性に応じたグループホームの整備、住まいの確保を支援する体制など多様な居住支援のあり方を検討する必要がある。また、地域社会全体の障害理解の促進のため情報発信や啓発に積極的に取り組み、地域住民と障害者が共に支え合い生活できる地域づくりを検討すべきである。



【計画への反映】

- ○重度障害者に対応したグループホームを 27 室程度整備します。 中軽度の障害者に対応したグループホームを 180 室程度整備します。
- ○練馬区独立 70 周年を契機としたイベント「ねりまユニバーサルフェス」では、障害者や高齢者、子ども、外国人など様々な人が楽しみながら交流し、お互いの理解が深まるよう取り組みます。 障害のある方とない方の相互理解を深め、スポーツを始めるきっかけづくりの場となる「ユニバーサルスポーツフェスティバル」の実施や情報提供の工夫、障害者スポーツ指導員の育成等を行うことで、より活動に参加しやすい体制づくりに取り組みます。

【提 言4】

医療的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係機関が一堂に会し、切れ目のない支援体制や実効性のある施策を検討する必要がある。また、障害児支援通所事業所については、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・ガイドラインの遵守など事業所への支援等に力を入れるべきである。障害児支援においては、特に家族支援も重要であるため、相談支援の充実、レスパイトケアの支援等の充実を図る必要がある。



【計画への反映】

- 〇平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育、家族等の関係者が連携を図るための協議の場を設置します。(医療的ケア児支援のための協議の場)
- 〇こども発達支援センターは、支援体制を充実し、申込から相談までの期間を短縮することで、 早期に適切な支援へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 〇心身障害者福祉センターの一部スペースを活用し、重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児の発達支援と親の就労支援のための児童発達支援事業所を開設します。

3 専門部会の活動概要

(1) 権利擁護部会(障害者施策推進課・大泉障害者地域生活支援センター)

① 専門部会の検討テーマ・目的

関係機関の協力体制を強化し、障害者虐待防止のためのネットワークを構築するとともに、障害者の権利擁護について検討する。

- 障害者虐待防止に関すること
- 障害者の権利擁護の推進に関すること
- 地域における見守りネットワークに関すること

② 専門部会の開催状況と主な協議内容

② 界門	1部会の開催状況と王を 年月日	主な協議内容
第1回	平成 28 年 10 月 4 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・地域生活支援拠点の整備に係る国の方針について ・区の現状および整備の方向性について
第2回	平成 29 年 1 月 12 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・障害者の高齢化や一人暮らしにおける支援等について ・多様な障害特性に対応できる体験の場・機能に係る課題の 抽出、整理について
第3回	平成 29 年 7 月 6 日	第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について意見交換 【主な内容】 ・就労支援、施設入所者の地域移行、障害児支援等について 地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・区立施設を中心とした地域生活支援拠点の面的整備の構築に ついて ・緊急時の対応、関係機関の連携等について
第4回	平成 29 年 10 月 3 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・面的整備における機能別の整理について ・整備における課題および対応策について
第5回	平成 30 年 2 月 27 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・意見のまとめ

第6回	平成 30 年 6 月 22 日	障害者虐待防止について協議 【主な内容】 ・区における実施体制、平成29年度の対応実績報告 ・障害者虐待防止につながる方策について
第7回	平成 30 年 10 月 12 日	障害者の権利擁護について協議【主な内容】・権利擁護センターほっとサポートねりまが実施する事業および対応事例の報告・成年後見制度について・障害者の情報保障について
第8回	平成31年2月1日	第4期のまとめ、第5期への引き継ぎ事項について意見交換 【主な内容】 ・専門部会報告書(案)について

③ 専門部会の協議の中で見えてきた課題等

(1) 障害者虐待への対応について		
現状・課題	○閉鎖的な環境において、虐待が起こりやすくなっている可能性がある。また、未然に防ぎにくい面もある。○虐待していること、あるいはされていることへの自覚がないケースがあり、通報できる権利があることを障害当事者が知らない場合もある。	
現状・課題に対する意見	 ○計画相談支援事業所の関わりは大切であると感じる。日中活動の場、生活の場などの福祉サービスを同じ団体・法人が担っているようなケースについて、計画相談が第三者的な目で入ることは利点である。 ○相談のなかで丁寧に対応していくことが必要である。白黒の判定をつけるというより、地域で安心して暮らせるにはどうしたら良いかという視点をもつことも大事である。 ○虐待が起きている背景をきちんと捉えて、そこに対して解決の支援を入れていくのが相談の大事な役割である。 ○「不当な扱いを受けた場合、声をあげることができる」ということを本人に知らせてあげることが大事である。 ○1回の対応では終わらず、案件が継続していくことがあるかと思うが、継続案件を整理する機能も必要ではないか。 	
解決に向けた取組	○ボランティアなどの外(第三者)との関係性をつくり、閉鎖的にならない環境を整えることで虐待防止につなげる。○本人やご家族に対し、窓口や支援における対応の中で、通報できる権利があることを繰り返し丁寧に伝えていく。	

(2) 障害者の成年後見事業について		
現状・課題	○障害当事者の判断能力が十分ではない中で、どのように本人の意思決定を引き出していくのかが大事である。○成年後見制度の理解や利用が十分に進んでいないのではないか。	
現状・課題に対する意見	 ○成年後見制度の利用については、本人との信頼関係の構築や確認作業を丁寧に進めていくことが大切である。 ○権利は誰にでもあるが、その権利をどのように守り、担保していくのかという視点が大事である。 ○比較的環境の良い障害者がいる一方で、そうではない障害者もいる。だからこそ、成年後見制度が必要になってくる前の段階から、準備として知っておいてもらうために周知を行っていったほうがいいのではないか。 ○本人の理解や代理になる人との関係なども含め、どのような状況となったときに成年後見制度を利用すべきかの境界線が分かりづらい。密に関係を作っていればいいというものではないのではないか。 ○すべての障害者が成年後見制度を利用することになるという捉え方ではなく、その前に本人の意思をどのように汲み取っていくのか、意思決定支援を重点に置いて考えていった方がいいのではないか。 	
解決に向けた取組	○本人の意思決定において、権利擁護の視点を持ちながら、その人の状況を細やかに見て支援を行っていくことが大事であり、相談支援やモニタリングなどを通じて切れ目のない丁寧な支援を行う。○成年後見制度が必要となる前から、利用するか否かも含め、まず制度をしっかりと理解してもらうとともに、適切に対応が取れる体制をつくっていくために、周知や勉強会の充実を図る。	

④ 第5期への引継ぎおよび提案事項等

- (1) 障害者虐待においては、計画相談支援やボランティアといった第三者の介入や透明性 の確保など閉鎖的にならない環境づくりや相談における丁寧な支援が重要である。 第5期では、多様な視点からさらに検討を重ねていく。
- (2) 本人の意思決定の支援に配慮するとともに、障害特性や高齢化など、それぞれの状況 に合わせた幅広い選択肢を考える必要がある。当事者や関係者に理解が広がるよう、 引き続き検討していく。
- (3) 学校教育と福祉の融合といった視点を入れながら、権利擁護や障害理解を推進する 取組を協議していく。
- (4) 地域のネットワークを活用した見守りの形を協議していく。

(2) 地域生活・高齢期支援部会(豊玉障害者地域生活支援センター)

① 専門部会の検討テーマ・目的

障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」に備えて、障害者等の生活を地域全体で 支えるための支援について検討する。

- 障害者の地域生活を支えるための具体的な取組や必要な施策、関係機関の 有機的連携に関すること
- 地域生活支援拠点の整備に関すること
- 高齢期を迎える障害者への支援に関する課題の抽出、整理、具体的な対応 に関すること

② 専門部会の開催状況と主な協議内容

□	年月日	主な協議内容
第1回	平成 28 年 10 月 3 日	高齢期に支援につなげるための、障害者のライフステージに合わせた支援について検討 【主な内容】 (グループワークの実施) ・ライフステージに応じて活用できる資源や制度について (制度・相談・支援・余暇活動等) ・ライフステージにおける地域課題の抽出、整理について
第2回	平成 28 年 10 月 24 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・地域生活支援拠点の整備に係る国の方針について ・区の現状および整備の方向性、地域の課題について
第3回	平成 29 年 2 月 16 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・障害者の高齢化や一人暮らしにおける支援等について ・多様な障害特性に対応できる体験の場・機能に係る課題の 抽出、整理について
第4回	平成 29 年 5 月 25 日	第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について意見交換 【主な内容】 ・福祉サービス、就労支援、精神障害者の支援等について 地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・区立施設を中心とした地域生活支援拠点の面的整備の構築に ついて ・コーディネート機能や連携について
第5回	平成 29 年 10 月 19 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・区立施設を中心とした地域生活支援拠点の面的整備の構築について ・相談支援の充実、体験の機会、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりについて 高齢期支援の課題や方策について協議 【主な内容】 ・9/15『練馬地域ケア圏域会議』においての高齢者分野の関係者との事例検討から捉えた高齢期支援の課題や方策について

第6回	平成 30 年 2 月 15 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・意見のまとめ 高齢期支援の課題や方策について協議 【主な内容】 ・高齢期支援の課題や方策について ・次年度の地域生活・高齢期支援部会の方向性について
第7回	平成 30 年 6 月 14 日	高齢期支援の課題や方策について協議 【主な内容】 ・高齢期を迎える障害者の支援や関わりが効果的に行われた事例について(共有と検証) ・事例の共有を通した効果的な支援のポイントについて
第8回	平成 30 年 10 月 11 日	第4期練馬区障害者地域自立支援協議会活動報告書(案)の作成について協議 【主な内容】 ・活動報告書(案)について、現状・課題・解決に向けた取組について ・第5期への引き継ぎおよび提案事項等について
第9回	平成 31 年 1 月 24 日	第4期練馬区障害者地域自立支援協議会活動のまとめについて 協議 【主な内容】 ・専門部会の協議の中で見えてきた課題等について ・第5期への引き継ぎおよび提案事項等について

③ 専門部会の協議の中で見えてきた課題等

(1) 高齢期の福祉サービス・介護サービス等の情報について		
現状・課題	○高齢期を迎えるにあたり、地域で相談できる場や情報を得るための手段が分からない人が多い。潜在的なハイリスク家庭に情報が届かず、SOSを出せない状況がある。○福祉人材が不足し、研修に行く時間が持てない。	
現状・課題に対する意見	○仲間づくりが大切、フォーマル・インフォーマルのネットワークを持つといい。仲間・関係者等の人や情報、社会資源等の点を増やす取組が大事である。○日頃から地域の情報を捉えて、介護や障害の分野を超えた多様な関係者とのつながりを持つことが必要である。○障害者福祉関係者が高齢分野につなげるための知識を持ち、支援することが必要である。	
解決に向けた取組	○他分野の関係者等とも顔の見える関係を築いていくことが、高齢期支援に円滑につなげるための一歩である。地域ケア圏域会議や地域ケア個別会議等に積極的に参加しながら関係を築き、切れ目なく高齢者サービスへの支援につなげる。○練馬障害福祉人材育成・研修センター等の研修や勉強会等を受講し、高齢分野の制度やサービスに関する情報や知識を修得する。	

(2) 高齢・障害の支	援の連携について
現状・課題	○高齢者支援に携わる人と主に障害者を支援している人では、課題になるところの視点に相違がある。○福祉職の人材が不足している。知識や情報の不足もみられる。○障害や疾病の正しい理解が浸透していないため、支援の不安やジレンマがある。
現状・課題に対する意見	 ○高齢化等に対応できるような日中活動の場があるといい。 ○障害者が高齢になる移行期には、障害分野だけでなく介護保険等を含めた全体的なコーディネートが必要である。 ○障害者と高齢者の両方の支援ができる事業所が増えることが望まれる。 ○一人の利用者に事業所一所ではなく、複数事業所が関われる体制ができることが望まれる。 ○相談支援専門員と介護保険ケアマネジャー、複数の事業所同士、医療との連携など、チーム支援が必要である。 ○リスクが想定できる家庭には、緊急時や本人・家族の体調悪化等の変化に備えたクライシスプランを作り、早くから会議等で協議していくことが大切である。
解決に向けた取組	 ○高齢の障害者も通所できる施設の検討を行う。 ○高齢・障害分野の支援者が、日頃から継続的に具体的な事例を通して関わり合うことができる環境を作る(地域包括支援センターの会議等への参加)。 ○障害福祉サービス提供において、一人の利用者に複数の事業所が関わるサービス等利用計画を作成するなど、人材不足への対応や事業所同士の協力による支援力向上を図る。 ○相互に障害や特性を理解し合える具体的・実践的な講座や研修を実施し、参加できる環境を作る(研修機関等に提案)。 ○地域包括支援センターと相談支援事業所等が連携し、事業所同士がよりつながる環境をつくる。

(3) 地域での関わり	・つながりについて
現状・課題	○個人情報保護の意識が高まっていることもあり、隣人のこともよく分からないような世の中になっている。 ○地域ケア圏域会議において、「障害のある方への接し方が分からない」という意見が聞かれた。
現状・課題に対する 意見	○「おせっかい」のメリット・デメリットはあるが、近所や地域 でのたすけあいが必要である。日常的に地域との関わりが必要 である。
解決に向けた取組	 ○地域は「つなぎ」の役割があり、日頃からの関わりが重層的な支援につながるため、婦人会・老人会・防災訓練等の地域の集まりに、障害者が積極的に出ていける環境を作る。 ○地域でのセーフティネットづくりや気づく関係づくりを構築するために、モデル事例を積み重ねながら「できること」から始める。 ○当事者活動、親の会、委託相談、専門相談等を充実していく。

④ 第5期への引継ぎおよび提案事項等

高齢期を迎える障害者・家族への支援の具体的な取組や必要な施策、関係機関の有機的 連携について協議・検討する。

- ○障害特性や高齢化など、それぞれの状況に合った支援が受けられるよう、障害・高齢・ 医療等が連携し、情報共有を通じて相互に理解するチーム支援の仕組みづくりに向け た検討
- ○高齢期を迎える障害者や家族への支援の具体的な事例の積み重ね、モデル事例や緊急 時に備えたクライシスプランの検討

(3) 相談支援部会(光が丘障害者地域生活支援センター)

① 専門部会の検討テーマ・目的

相談支援ネットワークの推進と相談支援の体制整備に関する協議を行う。

- 相談支援に対する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること
- 相談支援に係るネットワークに関すること
- ケアマネジメント体制の強化に関すること

② 専門部会の開催状況と主な協議内容

全 等门	「一部会の用惟仏沈と主な協議内谷 		
口	年月日	主な協議内容	
第1回	平成 29 年 3 月 1 日	今期相談支援部会協議課題について共有、意見交換	
第2回	平成 29 年 7 月 7 日	高齢者モデルの地域相談支援である地域包括支援ケアについて 学習会を実施 【主な内容】 ・講義:地域包括ケアシステムについて (練馬区社会福祉事業団 地域支援課長 酒井清子氏) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について意見交換 【主な内容】 ・就労支援、施設入所者の地域移行、障害児支援等について 地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・区立施設を中心とした地域生活支援拠点の面的整備の構築に ついて ・緊急時の対応、関係機関の連携等について	
第3回	平成 29 年 10 月 17 日	高齢者の地域包括ケアの仕組みを参考に、障害者の地域生活に おける包括的な相談支援の仕組みについて協議 【主な内容】 ・フォーマルな支援ネットワークの構築について ・地域包括的な支援の担い手としてのインフォーマルな支援の 創造について 地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・意見のまとめ	

第4回	平成 30 年 1 月 24 日	障害当事者の視点から、練馬区における相談支援のあり方を協 議する上での論点の整理 【主な内容】 ・協働による支援ネットワークについて ・移行期におけるつながる支援について
第5回	平成 30 年 4 月 23 日	第4回から引き続き、障害当事者の視点から、練馬区における 相談支援のあり方を協議する上での論点の整理 【主な内容】 ・情報共有について ・継続性 ・ネットワークについて ・相談支援の定着について ・ピア相談について
第6回	平成 30 年 7 月 23 日	全体会での中間報告を踏まえて、重点的な協議内容について意見交換 【主な内容】 ・地域社会のインフォーマルな人材の育成と連携について ・情報共有の仕組みづくりについて ・ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業について情報共有
第7回	平成 30 年 10 月 24 日	第4期自立支援協議会への報告書作成に向けて、報告内容について協議 【主な内容】 ・インフォーマルな人材を産み出す地域づくりに向けた啓発、 発信のあり方について ・連携の要となる重層的な情報共有の仕組みづくりについて
第8回	平成 31 年 1 月 16 日	第4期自立支援協議会に提出する報告書の内容について、協議の中で見えてきた課題について共有し、第5期への引き継ぎおよび提案事項について協議 【主な内容】 ・協議経過の振り返り、課題の整理 ・継続的に協議が必要な第5期への引き継ぎ事項について

③ 専門部会の協議の中で見えてきた課題等

(1) 相談支援に関す	る課題の抽出、整理、具体的な対応に関することについて
現状・課題	○練馬区は自治体の規模が大きく、障害者・児の相談支援はフォーマルなものからインフォーマルなものまで、多様で重層的な仕組みが作られている。しかし、継続性や連携に課題があり、障害当事者を中心に生活をマネジメントする仕組みとしては充分に機能していない。
現状・課題に対する 意見	○地域協働による支援のネットワーク化と移行期における継続性を確保して、縦(地域)横(時間)に切れ目のない支援が行えるようにすることが必要ではないか。
解決に向けた取組	 ○多様な関係者が情報を共有できるような情報共有ツールや共有の仕組みづくりを推進する。 ○地域福祉に関わる様々な地域資源を活用して、インフォーマルな人材を含む多様な人材が参加する地域相談関係者の拠点づくりを進める。 ○ピア支援員の育成やピア活動の推進など、マネジメントの主体となる障害当事者へのエンパワメント支援を強化する。 ○アウトリーチ型の地域啓発活動により、地域のインフォーマルな支援者の育成を進める。

(2) 相談支援に係るネットワークに関することについて		
現状・課題	○大規模自治体であるがゆえに、制度(所管部門)や地域ごとに様々な取組が行われており、個々の取組の内容は充実しているが、柔軟性、即応性のある連携が難しい。	
現状・課題に対する意見	○個々の当事者の課題から地域を俯瞰する視点が必要ではないか。○構造的な問題であり、仕組みの改善だけでなく、並行して仕組みを活用していく当事者へのエンパワメント支援の充実が必要ではないか。	
解決に向けた取組	 ○地域で障害者相談に関わるフォーマル、インフォーマルな支援者を育成する仕組みを体系化する。 ○セルフケアマネジメントの理念を明確にし、当時者、家族、支援者に周知、共有する。 ○地域ケアセンター会議など、地域福祉に関わるインフォーマルな人材も参加している地域包括的な会議体へ、障害者相談や障害支援関係者の参加を推進する。 	

(3) ケアマネジメント体制の強化に関することについて		
現状・課題	○ケアマネジメント担当者として相談支援制度が作られ、練馬区としては制度開始時から、区立の指定管理者4所を中心に、制度の定着拡充に取り組んできた。しかし、基本相談が報酬に反映されないなどの制度上の課題もあり、相談の質の確保は事業所にゆだねられている状態で、相談支援専門員の質に差がある。	
現状・課題に対する 意見	○相談支援専門員個々の力量差は、育成に当たる事業所の方針によって生じている面が大きいのではないか。○相談支援専門員を利用する障害者の当事者意識の不足も背景にあるのではないか。	
解決に向けた取組	 ○練馬障害福祉人材育成・研修センターや基幹相談支援センターで実施する相談支援に係る研修を、東京都単位で実施される相談支援専門員初任者研修、現任研修を補完する内容として、練馬区の相談支援専門員研修の体系化を図り、相談支援事業者、相談支援専門員の参加を促す。 ○障害者ケアマネジメントの理念共有のための練馬区版「私たちが目指す相談支援専門員の姿」を作成し、上記の研修において周知・共有する。 	

④ 第5期への引継ぎおよび提案事項等

今期の「専門部会の協議の中で見えてきた課題等」で提案した解決に向けた取組については、進捗状況を継続的にモニタリングしながら、引き続き改善に向けた具体的、現実的な提案を行なっていく。

当事者中心の取組とするためには、当事者や家族のエンパワメントと社会参加が必須である。地域生活の視点から当事者、家族の地域への関わりを深めることを目的に、地域福祉関係者との幅広い連携のあり方を検討していく。

(4) 地域移行部会(石神井障害者地域生活支援センター)

① 専門部会の検討テーマ・目的

関係機関の連携を強化し、障害者の地域移行・地域生活の定着に向けて支援体制の検討を行う。

- 地域移行、地域定着の推進に関すること
- 地域での暮らしを続けるために必要な支援の充実に関すること
- 障害者が賃貸住宅で円滑に住居を選び、継続して居住するための支援に 関すること

② 専門部会の開催状況と主な協議内容

	年月日	主な協議内容
第1回	平成 28 年 10 月 17 日	第3期地域移行部会の活動概要の共有と第4期への引継ぎ事項 について確認 【主な内容】 ・東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業について
第2回	平成 29 年 2 月 6 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・地域生活支援拠点等の機能や課題について
第3回	平成 29 年 6 月 26 日	第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について意見交換 【主な内容】 ・就労支援、施設入所者の地域移行、障害児支援等について
第4回	平成 29 年 10 月 16 日	地域生活支援拠点等の整備について協議【主な内容】・障害別によるグループホームの利用についてピアサポーター活動について意見交換【主な内容】・ういんぐでのピアサポーター活動の取組
第5回	平成 30 年 2 月 5 日	地域生活支援拠点等の整備について協議 【主な内容】 ・意見のまとめ 知的障害者の地域移行の現状について意見交換 【主な内容】 ・障害者サービスから高齢者サービスへの移行について ・知的障害者の高齢化に伴う必要な支援について
第6回	平成 30 年 6 月 18 日	第4期の経過報告と意見交換 【主な内容】 ・これまでの協議内容と課題の確認

第7回	平成 30 年 10 月 29 日	高次脳機能障害について情報共有 【主な内容】 ・東京高次脳機能障害者支援ホームの機能について ・高次脳機能障害の支援について
第8回	平成 31 年 1 月 28 日	第4期のまとめ 【主な内容】 ・地域移行部会のまとめ

③ 専門部会の協議の中で見えてきた課題等

(1) 障害者の住まい	、地域移行に関すること
現状・課題	○グループホームの数は他区に比べると多い方であるが、様々なニーズに対応できるような種類が足りていない。介護保険や精神科との医療連携などが求められている。○障害者本人の意思や希望などが尊重される支援の仕組みが足りておらず、住まいの選択肢が少ない。
現状・課題に対する意見	 ○地域移行を利用して地域生活を始めている知的障害の方に必要なのは、夜間緊急時に過ごせる場があること、日中の活動場所があることである。 ○支援が重層的に必要な人は、グループホームに入るのは難しい現状がある。通過型のグループホームでその先の生活まで考えてもらえると良い。 ○精神障害者で入院中の方のなかに、実際に地域移行支援が可能な方がどのくらいいて、社会的入院の患者がどのくらいいるのかということについて検証が必要。現在地域で生活されている精神障害者の方には、様々な課題があるように感じている。 ○精神障害者や知的障害者でグループホームを利用している人が、住まいの場を高齢者サービスにスムーズに移行していけるのか。 ○住まいに関して福祉分野だけでなく、不動産との連携が必要。住まいの形はグループホームだけでなく、一人暮らしの場合なども考えていかないといけない。
解決に向けた取組	 ○地域でどのように生活をしていきたいのか、知的障害者の場合、早い段階から本人だけでなく、家族に対しても働きかけをしていく。 ○医療的ケアへの対応やレスパイト、発病防止など様々なニーズに応じたグループホームやショートステイの必要性、その活用方法を考える。 ○体験の場を提供できる機会を増やしていけるよう、ショートステイの受け入れ先やグループホームへ働きかける。 ○空き家の利用など地域資源の活用の可能性を模索していくとともに、グループホームの空き状況を集約できるようにしていく。

(2) 障害者が地域で暮らし続けるために必要なこと		
現状・課題	○知的障害の方は選択の機会が少なく、親や施設の意向もある中で、自分で自分のことが決められるような体験の機会も少ない。○身体障害者、高次脳機能障害の日中活動の場が少ない。医療的ケアが必要な方への医療的な資源が足りていない。	
現状・課題に対する意見	 ○知的障害の方は高齢期になった時の自分の生活環境や生き方についてイメージしていかれるように、幼年期より生活・暮らしに関して、多様な体験の場と自らの意思で決定していく機会を増やしていくことが大切である。また、青年期からの生活については、その成長段階に合わせた支援ができるような社会資源が必要ではないか。 ○地域の中で取り組める支援を考えて、いかに地域資源を活用していくか。 ○精神障害者の場合、体調が少し悪くても地域で住み続けられる支援の仕組みづくりが必要。 ○障害特性に合わせて24時間の見守り体制が必要になる。見守りの仕組みをどう作っていくかが課題である。 ○支援者は精神・知的・身体・高次脳機能の障害の方について、その特性について学ぶ必要がある。 ○重症心身障害者の方々がグループホームを利用するうえで、医療・看護をどう取り入れていくか課題がある。 	
解決に向けた取組	○地域生活支援拠点等の活用など、地域に定着できる支援の仕組みを整えていく。○当事者の活動を応援して活動の場を広げていく。○障害福祉サービスと介護保険との連携が円滑にできるように、人材の育成、確保に取り組んでいく。	

④ 第5期への引継ぎおよび提案事項等

第4期では精神障害者だけでなく、知的障害者や身体障害者も含めて、地域移行の現状 や課題について検討を重ねてきた。

障害特性によって、住まいの考え方や地域で安心して暮らしていくために必要な支援は 異なるため、多種多様な連携と人材確保が求められる。まずはそれぞれの分野がお互いの 現状を知ることから始め、介護保険分野と保健・福祉分野の連携を図り、議論ができる場を 構築していくことが重要である。また、多様化する支援の中で、その人の個別性にどのよう に寄り添うのか、職員のスキルアップや人材育成にもしっかりと取り組んでいかなければ ならないという課題もあげられた。

第5期では、第4期で確認した内容も含め、障害者が地域で暮らすために必要な医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、教育などの基盤体制と支援体制の構築に関すること、地域移行・地域定着支援に関することなどを、より具体的に「地域包括ケアシステム・地域移行部会」として検討していく。

4 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性

(1) 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制

練馬区障害者地域自立支援協議会(全体会)

- ◎ 障害当事者等、サービス提供事業者、相談支援事業者、就労・福祉・教育関係者、 学識経験者等の22名で構成する。
- ◎ 地域関係者と連携し、情報の共有を行うとともに、専門部会の報告を元に、個別事例等から見えてくる地域課題の抽出、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う場(年3回開催)。
- ◎ 全体会委員の専門部会への参加は希望制とし、専門部会のテーマ等に応じて、専門部会から参加依頼を行う。

専門部会の議論報告・全体会からの助言

事務局会議(月1回開催) 全体会と専門部会の連携・調整

専門部会

地域生活• 高齢期支援部会 (豊玉)

相談支援部会 (光が丘) 地域包括ケアシステム・ 地域移行部会(石神井・関 保健相談所、石神井)

権利擁護部会(障害者施策推進課、大泉)

第5期における協議事項

- ① 相談支援ネットワークの推進および相談支援体制の整備に関すること
- ② 障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況の把握、確認に関すること
- ③ 障害者虐待防止に関することおよび障害者の権利擁護に関すること
- ④ 高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取組に関すること
- ⑤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、障害者の地域移行および地域定着支援に 関すること
 - ①関係機関のネットワークの強化と情報共有
 - ②地域の障害者への理解の促進
 - ③地域課題の解決のための体制整備の提案
- ※ 障害福祉計画等の協議をさらに深めるため、第5期の委員の任期を2年間 (平成31~32年度)とする。

(2) 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の委員構成

下記の内訳から選出し、全体会委員の人数は22名とする。 なお、協議内容により、当事者等から意見を述べてもらう機会を設ける。

選出区分	内訳
障害者等およびその家族	区内障害者団体
は、 ドラ相供 古光本	障害福祉サービス事業者
サービス提供事業者	介護サービス事業者
计	公共職業安定所
就労関係者	東京商工会議所
相談支援事業者	相談支援事業者
1000人放于木口	(障害者地域生活支援センター)
福祉関係者	民生委員
教育関係者	特別支援学校
△→→→ ◆△ ★▼	学識経験者
学識経験者	医療関係者

(3) 専門部会の設置

地域における課題の抽出と協議を行う場として、これまでの協議および障害福祉事業等に関する課題を踏まえて、つぎの専門部会を設置する。

なお、障害者地域生活支援センター、障害者施策推進課および石神井・関保健相談所に おいて専門部会の事務局を担当する。

【権利擁護部会の設置】

部会名	権利擁護部会
事務局	障害者施策推進課 練馬区立大泉障害者地域生活支援センター
概要	障害者虐待防止に関することおよび障害者の権利擁護の推進に関する協議を行う。
主な協議テーマ	・障害者虐待防止に係るネットワークに関すること ・障害者の権利擁護の推進に関すること ・地域における見守り体制づくりに関すること

【地域生活・高齢期支援部会の設置】

部会名	地域生活・高齢期支援部会
事務局	練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター
概要	高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取組 に関する協議を行う。
主な協議テーマ	・障害者の地域生活を支えるための具体的な取組や必要な施策、関係機関の有機的連携に関すること・高齢期を迎える障害者への支援に関する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること・障害分野と介護分野の連携等に関すること

【相談支援部会の設置】

部会名	相談支援部会
事務局	練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター
概要	相談支援ネットワークの推進および相談支援体制の整備に関する 協議を行う。
主な協議テーマ	・相談支援に対する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること ・相談支援に係るネットワークに関すること ・相談支援専門員の育成および地域社会の人材の育成に関すること

【地域包括ケアシステム・地域移行部会の設置】(新設)

部会名	地域包括ケアシステム・地域移行部会
事務局	石神井保健相談所、関保健相談所 練馬区立石神井障害者地域生活支援センター
概要	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築および障害者 の地域移行・地域定着支援に関する協議を行う。
主な協議テーマ	・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること・障害者が地域で暮らすために必要な医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、教育などの基盤整備と支援体制の構築に関すること・地域移行、地域定着支援に関すること

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを協議する専門部会(新たな専門部会)の設置について

1 検討経過

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて協議する場として、平成31年度からの第5期練馬区障害者地域自立支援協議会に新たな専門部会を設置することとした。

新たな専門部会のあり方について検討するため、地域移行部会のメンバーによる 準備会を設け、2回にわたり検討した。

2 新たな専門部会の設置のあり方(検討結果)

新たな専門部会は、地域移行部会と別に設けるのではなく、一つの専門部会として設置し、一体的に運営することが適当である。

(理由)

- (1) 新たな専門部会と、地域移行部会の協議テーマが重なる部分が多く、一体的に協議を行うことが望ましいこと。
- (2) 新たな専門部会を地域移行部会と別に設けた場合、両部会の委員が重なることが多いと考えられること。

3 新たな専門部会の名称案

地域包括ケアシステム・地域移行部会

4 新たな専門部会における主な協議テーマ

- (1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること
- (2)障害者が地域で暮らすために必要な医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、教育などの基盤整備と支援体制の構築に関すること
- (3) 地域移行、地域定着支援に関すること

5 新たな専門部会の構成員

医療機関、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、就労関係者、障害者等および家族、教育関係者、都立中部総合精神保健福祉センター、総合福祉事務所、介護保険事業所、訪問看護ステーション、ピアサポーター等 15 人程度

【資料】

1	練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・ P28
2	練馬区障害者地域自立支援協議会名簿・・・・・・・・・ P30
3	練馬区障害者地域自立支援協議会意見書・・・・・・・・ P34

1 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱

練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月18日 19練福障第10943号

(目的)

- 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)第89条の3第1項に基づき、障害者および障害児(以下これらを「障害者 等」という。)への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体ならびに障害者等および その家族ならびに障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他 の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される練馬区障害者地域自立支援協議会(以 下「協議会」という。)を設置する。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、つぎに掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 地域の障害者等の支援体制の整備に関すること。
 - (2) 地域の関係機関等の連携に関すること。
 - (3) 障害者の権利擁護に関すること。
 - (4) 法第88条第1項に規定する障害福祉計画に係る助言等に関すること。
 - (5) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画に係る助言等に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

(構成)

- 第3条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員22名以内で構成する。
 - (1) 障害者等およびその家族 8名以内
 - (2) 障害福祉サービス事業者および介護サービス事業者 3名以内

 (3) 教育関係者
 2名以内

 (4) 福祉関係者
 1名以内

 (5) 就労関係者
 2名以内

(6) 地域生活支援センター施設長 4名以内

- (7) 学識経験者 2名以内
- 2 協議会に会長および副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選により学識経験者から選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴く ことができる。
- 3 協議会の会議は、原則として公開する。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱(平成14年3月14日練総情発第150号)第13 条第1項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員は、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者施策推進課に事務局を置き、協議会の庶 務は事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年12月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定に かかわらず、平成22年3月31日までとする。

付 則(平成22年5月25日練福障第493号)

この要綱は、平成22年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則(平成25年6月14日練福障第526号)

この要綱は、平成25年6月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年3月30日27練福障第2038号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月22日29練福障第1991号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 練馬区障害者地域自立支援協議会名簿

所属等欄は委員委嘱時のものです。 全体会および専門部会の委員名簿は、平成30年度のものです。

(1) **全体会委員名簿** 【計 22 名・敬称略】

選出区分	氏 名	所属等	
①障害者等およ	森山 瑞江	練馬手をつなぐ親の会 会長	
びその家族	松澤 勝	NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長	
	的野 碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会 会長	
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長	
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 会長	
	北川 乃貫	練馬区身体障害者福祉協会 会長	
	松本 立	練馬障がい児者を持つ親の会 運営委員	
	安部井 聖子	練馬区重症心身障害児(者)を守る会 会長	
② 障害福祉サ	鈴木 英典	共同作業所ほっとすペーす練馬 所長	
ービス事業者	栗原 三津子	すまいる・キッズ&すまいる・ツリー 施設長	
および介護サー ビス事業者	伊東和子	ケアサービス伊東 代表取締役	
③ 教育関係者	林 徹	都立練馬特別支援学校 主任教諭	
	村塚 正平	都立大泉特別支援学校 教諭	
④ 福祉関係者	古畑 弘子	前練馬区民生児童委員協議会 石神井町・下石神井地区会長	
⑤ 就労関係者	増坪 美津留	池袋公共職業安定所(ハローワーク) 統括職業指導官	
	蔵方 康太郎	東京商工会議所 練馬支部 事務局長	
⑥ 地域生活支	菊池 貴代子	練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター所長	
援センター	石野 哲朗	練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター所長	
施設長	出口 育代	練馬区立石神井障害者地域生活支援センター所長	
	藤巻 鉄士	練馬区立大泉障害者地域生活支援センター所長	
⑦ 学識経験者	髙橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団 顧問	
	金杉 和夫	医療法人社団地精会 金杉クリニック院長	

(2) 全体会 区職員出席者名簿

	職名
福祉部長	ž
福祉部	管理課長
福祉部	障害者施策推進課長
福祉部	障害者サービス調整担当課長
福祉部	石神井総合福祉事務所長
健康部	保健予防課長
健康部	関保健相談所長
【事務局】	
福祉部	障害者施策推進課 事業計画担当係

(3) 専門部会委員名簿

① 権利擁護部会委員名簿

所属	氏 名
練馬区視覚障害者福祉協会 会長 (全体会委員)	的野 碩郎
練馬区聴覚障害者協会 会長 (全体会委員)	市川 明臣
練馬区重症心身障害児(者)を守る会 会長(全体会委員)	安部井 聖子
NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長(全体会委員)	松澤 勝
東京商工会議所 練馬支部 事務局長(全体会委員)	蔵方 康太郎
大泉障害者地域生活支援センター 所長 (全体会委員)	藤巻 鉄士
練馬手をつなぐ親の会	横井 紀子
練馬区社会福祉協議会権利擁護センター 所長	千葉 三和子
障害者施策推進課 管理係長	齋藤 敦
保健予防課 精神支援担当係長	土屋 百合
建築課 福祉のまちづくり係長	三谷 千瀬
【事務局】 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

② 地域生活·高齢期支援部会委員名簿

所属	氏 名
練馬手をつなぐ親の会会長(全体会委員)	森山 瑞江
練馬区肢体不自由児者父母の会会長(全体会委員)	田中康子
練馬区身体障害者福祉協会会長(全体会委員)	北川 乃貫
ケアサービス伊東 代表取締役社長 (全体会委員)	伊東 和子
あっとほーむ 施設長	柴田 秀治
NPO法人練馬精神障害者家族会 副理事長	佐藤 英明
大泉病院 企画室 室長	田辺 安之
練馬区中途障害者通所事業 管理者	中野 一
練馬区立氷川台福祉園 副園長	田中 紀美江
高齢者支援課 地域包括支援係長	山田 伸介
豊玉保健相談所 地域保健係	本田 和代
【事務局】	
練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター	
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会障害者就労・生活	
支援課長	

③ 相談支援部会委員名簿

所 属	氏 名
練馬障がい児者を持つ親の会 運営委員(全体会委員)	松本 立
すまいる・キッズ&すまいる・ツリー 施設長(全体会委員)	栗原 三津子
都立練馬特別支援学校 主任教諭(全体会委員)	林 徹
前練馬区民生児童委員協議会 石神井町・下石神井地区会長(全体会委員)	古畑 弘子
やまびこ第二相談支援事業所	池田 潤
NPO法人練馬精神障害者家族会 副理事長	轡田 英夫
光が丘保健相談所 地域保健係	木下 綾音
【事務局】 練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター	

④ 地域移行部会委員名簿

所 属	氏 名
金杉クリニック院長(全体会委員)	金杉 和夫
ほっとすペーす練馬 所長(全体会委員)	鈴木 英典
NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長(全体会委員)	松澤 勝
都立大泉特別支援学校(全体会委員)	村塚 正平
池袋公共職業安定所(全体会委員)	増坪 美津留
やまびこ三原荘	渡辺 智生
陽和病院相談室	福井 桃子
中部総合精神保健福祉センター 地域体制整備担当	蟹澤 志穂
中部総合精神保健福祉センター 援助担当	鈴木 啓之
大泉福祉作業所 大泉つつじ荘	古山 恵治
練馬障害者支援ホーム	相良宏司
石神井総合福祉事務所 保護第2係長	伊藤 典子
石神井保健相談所 地域保健係	山本 智子
【事務局】 練馬区立石神井障害者地域生活支援センター 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会障害者就労・生活 支援課長	

3 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書

平成29年11月1日

練馬区長 前川 燿男 様

練馬区障害者地域自立支援協議会 会長 高橋 紘士

第五期障害福祉計画および第一期障害児福祉計画に対する意見

近年、障害者福祉の関連法令は様々な改正・制定を重ねており、平成30年度には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の改正が予定されています。さらに平成30年度から、新たに障害児福祉計画を策定することになりました。障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、法の趣旨や障害者の意見を反映した計画を策定する必要があります。

第4期練馬区障害者地域自立支援協議会では、重点的に検討すべき課題に基づき、4つの専門部会を設置しております。各専門部会において、障害者団体のヒアリングの意見も踏まえ、障害福祉計画および障害児福祉計画に関する議論を深めてまいりました。

障害者総合支援法第88条(※)に基づき、全体会および専門部会での意見を踏まえ、練馬 区障害者地域自立支援協議会として練馬区第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に対 する意見として具申いたします。

※ 障害者総合支援法第88条第8項

市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

○ 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書の構成について

- ・提言は、各専門部会の意見を集約し、自立支援協議会の総意として計画に反映すべき 事項をまとめたものです。
- ・提言に続く、○で示した意見は各専門部会の意見を列記したものです。同様な意見に ついては一つにまとめて表しています。

提 言1

障害者自身および家族の高齢化が課題となっており、障害者の地域生活を支えていくためには、緊急時に対応できる支援体制を構築する必要がある。その一端を担う地域生活支援拠点については、障害福祉サービス事業者に加えて介護保険事業者や医療関係者等、幅広く関係機関との連携を強化し、地域生活を支えるための支援体制の充実を図る必要がある。

- ○緊急時に相談できる窓口があるとよい。緊急時の対応や施設利用は、コーディネートの 力量だけでなく事業者とのパイプ・繋がりが重要である。
- ○障害者の支援の方法が記載できるノートを活用している。緊急時等にも活用できるとよ いのではないか。
- ○地域生活支援拠点の面的整備においてはネットワークが重要である。関係機関の連携について、支援の実績等を積み上げながら、具体的な役割分担を検討する必要がある。障害分野だけでなく、高齢者支援の中心となる地域包括支援センターとの連携、医療分野との連携も必要である。
- ○障害者の高齢化等に対応するため、介護保険事業所との連携の強化を図る必要がある。
- ○地域生活支援拠点の機能である体験の機会について、重度障害者の場合は日中活動の事業所とグループホームの通所手段が課題。関係者が協議して提供していく必要がある。
- ○専門性の向上のために、障害と高齢のそれぞれのサービスに関する知識を持つ人材の育成が必要である。

提 言2

障害者個人の人権を尊重し、地域で望む生活を支援するため、障害の種別や程度などに関わらず、一人ひとりの障害者の特性を理解し、ニーズを把握して、適切な支援をする必要がある。障害者総合支援法の改正等により、就労定着支援や共生型サービス等、新たなサービスの導入が予定されている。制度の変化に柔軟に対応し、関係者との連携を図り、障害特性に応じた支援ができる事業所の育成が必要である。

- ○障害福祉サービスについては、一人ひとりの障害特性を理解し、適切な支給決定をする 必要がある。また、通勤が困難なため就労できない人は、作業所への通所・通勤時等に移 動支援の利用を認める等、柔軟な対応を検討する必要がある。
- ○障害者のサービスは個別性が高い。医療的ケアが必要な人、行動障害がある人への対応、 高次脳機能障害の特性に関する研修等を強化し、事業者の対応力向上を図る必要がある。
- ○今まで就職率が重視されていたが、新たに就労定着支援に関する指標が加わった。就労 支援だけでなく、就労に伴う生活面での不調やトラブルを支援できるようになることは 非常に大切。生活面の支援を充実することにより、就労定着の充実を図る必要がある。

- ○特別支援学校から就職した卒業生への支援の充実を図ることが必要。新しく創設される 就労定着支援で支援できない対象者は、レインボーワークが対応する等の役割分担をす ることにより、必要とするすべての方が就労定着支援を受けられる体制の構築が必要で はないか。
- ○区内の精神科病院のデイケアでは、一般就労を目指すプログラムを積極的に展開し、多くの就労実績がある。病院のデイケアも対象とした一般就労への施策を検討できないか。
- ○精神障害者への支援を検討する協議の場には、当事者、家族、病院関係者が参加すべき である。障害者に関する協議会や部会においては、全てに精神障害者が参加して意見を 届けることが重要。
- ○精神障害者の支援を検討する際、手帳所持者以外にも支援を必要とする人がいることを 勘案すべき。区内に障害福祉サービスを必要としている人がどの程度いるのか、そこへ のサービス提供が充足されているのか、検証すべきではないか。また、サービスに繋が っていない人、支援に繋がっていない人を支援するため、アウトリーチ事業の充実を図 る必要がある。
- ○精神障害者への支援は、個別性が高い。一人ひとりに寄り添い、丁寧に支援すること、個別ケースへの支援を積み重ね支援の事例を蓄積することが必要。そこから抽出された課題について施策に結びつける体制ができるとよい。
- ○権利擁護センターで行っている金銭管理サービスは、高齢者が主に利用していたが、最近では知的障害者、精神障害者の契約が伸びている。このような金銭管理に関する支援 体制等の充実も必要ではないか。

提 言3

障害者の地域移行を進めるためには、多様な障害特性に応じたグループホームの整備、住まいの確保を支援する体制など多様な居住支援のあり方を検討する必要がある。また、地域社会全体の障害理解の促進のため情報発信や啓発に積極的に取り組み、地域住民と障害者が共に支え合い生活できる地域づくりを検討すべきである。

- ○親の高齢化等により、毎年数名が施設に入所している。全ての方が地域に移行することは難しく、施設入所のニーズはある。一方、入所施設利用者は重度化、高齢化している傾向があり、重度の方の地域移行できる基盤を整備する必要がある。
- ○地域移行を進めるためには、医療的ケアに対応できるグループホーム、行動障害の方に 対応できるグループホームの整備、聴覚障害者に対応できる職員を配置したグループホ ーム等、障害特性に応じた支援ができるグループホームの設置を検討すべきである。ま た、居住の場だけでなく障害特性に応じた支援ができる日中活動の場を検討する必要が ある。
- ○精神障害者への支援は、元入院患者であるピアサポーターの役割が大きい。ピアサポーターの育成と活動の場の充実を図る必要がある。

- ○精神障害者は通過型グループホームを利用する方が多いが、移行先がなく退所できない 方がいる。グループホームを退所した後の支援を充実する必要がある。
- ○居住の場について検討するとき、どこか1か所を選んだら生涯そこで過ごす、という考え方ではなく、施設からグループホーム、グループホームから地域での一人暮らしに移る等、状況に応じて柔軟な居住の場の選択を支援できる体制が必要ではないか。
- ○本人の高齢化、親の高齢化が課題になる中、グループホーム、ショートステイの数が不 足している。空き家等を活用した整備を検討できないか。また資源を有効に活用するた め、空き状況を集約できるところがあるとよいのではないか。
- ○医療的ケアに対応できるショートステイの整備が必要である。施設を整備する際、人材 の確保、受入れの方法、医療との連携の在り方等について課題の整理が必要である。
- ○障害者差別解消法が施行されたが、十分浸透しているとは言い難い。啓発事業や法の周知を繰り返し行い、区民に情報を伝え、心の中にある差別性を変えていく必要がある。 小さな店舗でもできる配慮の実例や、効果的な福祉用具を積極的に紹介していくとよいのではないか。また、障害者間の差別の解消も検討してほしい。
- ○地域住民が精神障害者を受け入れる環境を作り、身近な地域に住む住民が、地域で暮らす精神障害者を見守り、支援できる仕組みができるとよいのではないか。
- ○地域には、居場所づくりなど住民主体で活動している場所が増えている。地域の社会資源として障害者が利用できる居場所・活動の場所を可視化し、情報共有する取組も必要ではないか。
- ○芸術文化活動について、「ふれあい作品展」のような障害を持っている方々が参加できる 発表会や展示会を増やすなどしてほしい。
- ○重度障害者の支援は親や周囲の意向が重視されがちだが、重度障害者の意思決定支援に ついて丁寧に取り組んでいく必要がある。

提 言4

医療的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係機関が一堂に会し、切れ目のない支援体制や実効性のある施策を検討する必要がある。また、障害児支援通所事業所については、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・ガイドラインの遵守など事業所への支援等に力を入れるべきである。障害児支援においては、特に家族支援も重要であるため、相談支援の充実、レスパイトケアの支援等の充実を図る必要がある。

- ○医療的ケア児を支援するための協議の場は、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係者 が一堂に会す機会となるよう、委員構成を検討してほしい。また、協議の場では、様々な 課題に関する具体的な対応策についても議論する必要がある。
- ○保育園では、少しずつ医療的ケアを必要とする児童を受け入れている。引き続き受入れ を増やしてほしい。

- ○特別支援学校では、生徒のうち約半数が様々なレベルでの医療的ケアを必要としている。 卒業後の受け入れ先の確保が課題。
- ○学齢期の支援が充実する一方、学校卒業後に、18歳以上の方が利用できる放課後等デイサービスのような事業がないことが、新たな課題となっている。
- ○こども発達支援センターの相談を申し込んでも、半年ほど待つ状況が続いている。必要 な時に相談できるような体制ができるとよい。
- ○看護師や医療行為に対応できる職員の確保ができないこと等が課題となり、医療的ケア 児・肢体不自由児が利用できる事業所が少ない。
- ○本人の療育のための放課後等デイサービスだが、家族のニーズに応えるために事業所が 増えているように見受けられる。
- ○障害児通所支援事業所の質の向上を図るため、各事業所のサービスの質の確認、相談窓口の設置、ガイドラインの提示など、事業者の指導が必要ではないか。